

株 主 各 位

神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番13号

株式会社ワットマン
代表取締役社長 川 畑 泰 史

第43回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年6月26日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市西区南幸2丁目16番地28
ホテル・ザ・ノット ヨコハマ
2階 キング&クイーン
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第43期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
4. 招集に当たっての決定事項
◎代理人による議決権行使
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◎本株主総会招集通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載すべき事項を修正する必要性が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ<https://www.wattmann.co.jp>に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、政府・日銀による経済政策や金融政策により、設備投資や企業収益の緩やかな拡大が継続しているものの、地政学的リスクの顕在化および米中貿易摩擦や保護主義の台頭等への警戒感が広がりました。これらの先行き不透明な状況のもと個人消費は依然として低調に推移しております。

このような状況のもと、急速に変化する市場環境に適合すべく、成長のための体制づくりとマネジメント力の強化を積極的にすすめるとともに、収益の改善に努めてまいりました。

また前事業年度に引続き、売場の強化、買取強化、ネット事業の拡大、店舗の生産性向上、人材マネジメントの確立、及び新規出店等による企業成長を目指しております。

具体的な営業政策面では、取扱ジャンルの拡大、店頭での積極的な買取に加えてネット買取強化等、仕入経路を強化拡大し、良品在庫の増大に努めてまいりました。また、適宜の売価変更と売場への継続的な商品供給を行い商品鮮度を維持するとともに、お客様目線の売場づくりを進め、お客様の購買意欲を高め、売上高の増加と売上総利益額の向上に努めてまいりました。更に生産性向上施策による効率化、低コスト化により、営業利益額・率の向上を目指しました。特に売上総利益率改善のため法人仕入の選別を進めました。

店舗政策面では、ネット買取ブランド、「カウマン」のリアル店舗を戸塚事業所に開設しました。また、ネットによる買取・販売強化と良品在庫の拡大のための拠点として横浜市瀬谷区の物流倉庫を拡張・移転し本格稼動を開始いたしました。更に平成31年2月にワットマン雑色店を開店し当事業年度末の営業拠点は前事業年度末から1事業所2店舗増加し20事業所48店舗となっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は、前年同期と比べ66百万円(1.9%)減収の34億83百万円となりました。これは開閉店の売上は、新店の寄与により53百万円(320.7%)増収となったものの、既存店は前事業年度と比べ1億7百万円(3.0%)減収となった事により、全店では減収となったものです。営業利益は、前事業年度と比べ27百万円増益の2億12百万円となりました。これは減収により売上総利益が前事業年度と比べて15百万円減益の23億4百万円を計上する一方、販売費及び一般管理費は生産性向上による人件費の減少等により前事業年度と比べて43百万円(2.0%)減少の20億92百万円となった事によるものであります。経常利益は、前事業年度と比べ28百万円増益の2億18百万円となりました。当期純利益は前事業年度と比べ3百万円増益の1億74百万円となりました。

品目別売上高

品目	期 別	前事業年度（第42期）		当事業年度（第43期）		前年同期比
		売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	
		千円	%	千円	%	%
電 化 製 品 等		752,019	21.2	721,409	20.7	△4.1
服 飾 等		1,422,704	40.1	1,363,042	39.1	△4.2
パ ッ ケ ー ジ メ デ ィ ア		959,269	27.0	938,101	26.9	△2.2
そ の 他		416,180	11.7	461,325	13.3	10.8
合 計		3,550,174	100.0	3,483,879	100.0	△1.9

（電化製品等）

ネット販売が増収だったものの店頭販売減収により、売上高は7億21百万円と前事業年度と比べ30百万円（4.1%）の減収となりました。売上総利益は、売上総利益率改善により4億83百万円と前事業年度と比べ2百万円（0.5%）の増益となりました。

（服飾等）

ネット販売が増収だったものの店頭販売減収により、売上高は13億63百万円と前事業年度と比べ59百万円（4.2%）の減収となりました。売上総利益は、8億79百万円と前事業年度と比べ31百万円（3.5%）の減益となりました。

（パッケージメディア）

売上高は9億38百万円と前事業年度と比べ21百万円（2.2%）の減収となりました。売上総利益は、6億2百万円と前事業年度と比べ11百万円（1.8%）の減益となりました。

（2）設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は33百万円であります。その主なものは、東京都大田区雑色店の建物附属設備4百万円、器具備品11百万円、横浜市瀬谷区東名横浜ロジスティクスの車両運搬具9百万円です。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第 40 期	第 41 期	第 42 期	第 43 期
		平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	(当 事 業 年 度) 平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで
売 上 高 (千円)		3,137,632	3,316,075	3,550,174	3,483,879
経 常 利 益 (千円)		22,739	9,788	189,443	218,327
当期純利益又は純損失(△) (千円)		△11,468	△84,827	170,488	174,241
1株当たり当期純利益又は純損失(△) (円)		△1.04	△7.75	15.58	159.33
総 資 産 (千円)		2,692,093	3,086,174	3,197,179	3,181,350
純 資 産 (千円)		2,121,281	2,020,405	2,169,310	2,321,606

(注) 第43期の1株当たり当期純利益につきましては、平成30年10月1日付で普通株式10株を1株に併合しましたが、株式併合が期首に行われたと仮定して算出しております。

(9) 対処すべき課題

当社は平成25年6月1日より新ブランド「Super Recycle Shop WATTMANN」（スーパーリサイクルショップ ワットマン）としてリユース事業を再スタートいたしました。当社は規模拡大と利益体質の維持を重要課題と考えており、そのために以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 買い取りと商品化力を強化するとともに売価変更を適宜に行い、お客様に魅力ある新鮮な商品と豊富な品揃えを提供してまいります。
- ② リユース事業のレベルアップと利益率向上のため、マニュアルの充実等による従業員の人材育成（マネジメント力の強化）を集中的に実施してまいります。
- ③ 現状のオペレーションを徹底的に見直し、作業分担の明確化を図り人的生産性向上によるローコスト経営を目指してまいります。
- ④ 企業成長の源泉となる事業所の新設を進めるとともに、新設事業所の経営効率を高め、投資回収を強力に進めてまいります。
- ⑤ 営業政策面の課題解決をスピーディかつ徹底的に実行してまいります。

(10) 重要な親会社及び子会社

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成31年3月31日現在）

当社は、神奈川県に展開している店舗において、リユース商品を中心に販売しております。主要な事業形態は、ワットマンテック業態・ワットマンスタイル業態・ブックオフ業態・カウマン業態としております。主な販売品目は、次のとおりであります。

ワットマンテック業態…パソコン・テレビ・冷蔵庫・楽器など家電製品

ワットマンスタイル業態…洋服、バッグなどの服飾雑貨・貴金属・ギフト商品など

ブ ッ ク オ フ 業 態…書籍、ビデオ、CD、ゲームソフト、DVD

カ ウ マ ン 業 態…高級オーディオ、ロードバイク

(12) 事業所 (平成31年3月31日現在)

① 本社 神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番13号

② 店舗 神奈川県

ワットマンテック梶ヶ谷店	ワットマンテック鎌倉手広店
ワットマンテック横浜鶴ヶ峰店	ワットマンテック横須賀堀ノ内店
ワットマンテック横須賀佐原店	ワットマンテック横浜朝比奈店
ワットマンテック座間店	ワットマンテック藤沢石川店
ワットマンテック新丸子店	ワットマンテック平塚梅屋店
ワットマンテック横須賀中央プライム店	ワットマンテック横浜本郷台店
ワットマンテック逗子久木店	ワットマンテック二宮店
ワットマンテックPAT綾瀬店	ワットマンテック相模原中央店
ワットマンテック横浜権太坂店	ワットマンテックサクラス戸塚店
ワットマンテック雑色店	

ワットマンスタイル梶ヶ谷店	ワットマンスタイル座間店
ワットマンスタイル鎌倉手広店	ワットマンスタイル横浜鶴ヶ峰店
ワットマンスタイル横須賀堀ノ内店	ワットマンスタイル横須賀佐原店
ワットマンスタイル横浜朝比奈店	ワットマンスタイル藤沢石川店
ワットマンスタイル新丸子店	ワットマンスタイル平塚梅屋店
ワットマンスタイル横須賀中央プライム店	ワットマンスタイル横浜本郷台店
ワットマンスタイル逗子久木店	ワットマンスタイル二宮店
ワットマンスタイルPAT綾瀬店	ワットマンスタイル相模原中央店
ワットマンスタイル横浜権太坂店	ワットマンスタイルサクラス戸塚店
ワットマンスタイル雑色店	

ブックオフ横浜鶴ヶ峰店	ブックオフ横須賀堀ノ内店
ブックオフ横浜朝比奈店	ブックオフ鎌倉手広店
ブックオフ横浜本郷台店	ブックオフ横須賀中央店
ブックオフ逗子久木店	ブックオフ横須賀佐原店

オーディオカウマンサクラス戸塚店 ロードバイクカウマンサクラス戸塚店
計48店

③ 物流センター 神奈川県横浜市瀬谷区

(13) 主要な借入先 (平成31年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	142
株式会社商工組合中央金庫	119
株式会社横浜銀行	126
株式会社三井住友銀行	60

(14) 従業員の状況 (平成31年3月31日現在)

従業員数	前期末比増加数	平均年齢	平均勤続年数
名	名	才	年
75	1	37.6	10.9

(注) 上記従業員には臨時従業員385名は含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成31年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,136,854株 (自己株式43,276株を含む。)
- (3) 株主数 738名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社ハードオフコーポレーション	161	14.7
川畑泰史	100	9.1
清水一郷	74	6.9
田中玲子	66	6.1
田中和雄	54	4.9
渡邊未来	43	4.0
堀内裕紀	43	3.9
清水とも子	40	3.7
川畑遥	40	3.7
渋佐万葉	37	3.4

- (注) 1. 当社は、自己株式43,276株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式43,276株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	川 畑 泰 史	営業本部本部長 内部監査室 室長
取 締 役 会 長	清 水 一 郷	
常 務 取 締 役	小 松 創	
取 締 役	清 水 とも子	
常 勤 監 査 役	田 中 和 雄	
監 査 役	七 松 優	七松公認会計士税理士事務所
監 査 役	浅 尾 慶一郎	前衆議院議員

- (注) 1. 監査役七松優氏及び浅尾慶一郎氏は、社外監査役であります。
2. 監査役七松優氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役七松優氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 4名 56,906千円

監査役 3名 6,450千円 (うち社外監査役2名3,600千円)

(4) 社外役員等に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

監査役七松優氏は取締役会に100%出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、監査役会へ100%出席し、議案審議等必要な発言を行っております。

監査役浅尾慶一郎氏は取締役会に87.5%出席し、主に国会議員経験者としての見地から発言を行っております。また、監査役会へ87.5%出席し、議案審議等必要な発言を行っております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、これまで、2名の社外監査役により経営監視機能の客観性及び中立性が確保されているという考え方にに基づき、当事業年度末日において社外取締役を設置していませんでした。しかしながら、当社の事業環境の変化を踏まえ、株主の皆様から一層信頼されるコーポレートガバナンス体制を構築すると同時に、当社の事業実態に即した経営判断の効率性・妥当性を確保し続けていくために、グローバルな企業経営に関する豊富な経験を有し、十分な独立性を備えた方を外部より招聘する必要があると考え、社外取締役候補者の人選に努めてまいりました。その結果、今般適任者を得ることができましたので、令和元年6月27日開催予定の第43回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	17,000千円
---------------	----------

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円
--------------------------	----------

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決定し、平成27年5月15日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容及び運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人を含めた行動規範として「企業行動規範」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役および使用人は、自らが主体的に法令、定款、社会的規範等を遵守し業務の遂行に当たります。

当社は、取締役及び使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図るため、取締役会規則、職務権限規定その他の社内規定を整備します。

当社の監査役は、法令に定める取締役会への出席のほか、コンプライアンスの観点から各事業グループ主催の会議・報告会等へ出席し、必要かつ有効な助言・アドバイスを行っております。

また、必要に応じて監査役は、取締役・使用人から報告を受けるとともに、会計監査人に対し監査に関する報告を求めています。

このほか、内部監査を担当する内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務のモニタリング等を実施し、コンプライアンスの実効性を確保いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」・「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合に応じて決議または決裁し、記録を残しております。

取締役会議事録には、取締役の業務の執行状況を明確にするため、上程者または報告者の氏名を明記するとともに、決議事項における賛否の状況、発言があった場合の内容を記載しております。

取締役会議事録・稟議書・決算に関する計算書類・重要な契約書等、取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会からの閲覧の要請に備えるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に伴い発生する可能性のある各種リスクのうち、発生可能性、重要性に鑑み、財務リスク、事務リスク、法務リスク、システムリスク、事故災害リスクなどについては、取締役を長とする全社横断的なリスク管理統括部署等を設置し、会社全体のリスク管理方針の策定を行っております。また、個別のリスクマネジメントの実施については、リスクの内容に応じて各担当リスク管理部署が、規程・マニュアルの策定および指導・助言を行っております。

また内部監査室の内部監査をとおして、リスク情報の収集と適切な対応を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、4名の取締役により構成され、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制をとっております。

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む3名(常勤1名、非常勤2名)で構成しており、各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づき、取締役会をはじめとする主要会議に出席するとともに代表取締役との定期的会合をもち、取締役の職務執行を十分に監査できる体制をとっております。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人については、おりませんが必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを内部監査室より配置することとします。

監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないこととします。

当該補助使用人の人事に関する事項の決定に関しては監査役の同意を得ることとします。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の監査に係る指示の実効性を確保するための社内体制整備を行います。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための手続を整備し、監査役が必要とする情報を適宜提供することとします。

取締役、その他の使用人の監査役、監査役会への情報提供を理由とした不利益な取扱いを一切行わないこととします。

なお、取締役は以下の事項を報告すべき事項としております。

- ①会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実
- ②取締役会決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、決議または報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要の都度、担当者からの説明・意見を求めています。

なお、監査役は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

当社は監査役が弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用するときなどの必要な監査費用を認めるものとします。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「企業行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求等に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制をとっております。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ①取締役会規則に則り取締役会を8回開催し、会社の職務執行の決定、取締役の職務執行の監視・監督を実施しました。
- ②取締役会は経営目標・予算を策定し実績管理を実施しました。
- ③代表取締役社長は取締役会に委任された会社の業務執行を決定し、取締役会の決議に従い職務を執行しました。
- ④監査役会は監査役会規程に則り監査役会を8回開催し、取締役の職務執行の監督を実施しました。
- ⑤監査役は取締役会に出席し決議または報告事項につき意見を述べ、取締役の職務執行の監督を実施しました。
- ⑥監査役は必要に応じ社内の文書を閲覧し、担当者からの説明を受けて、取締

役の職務執行と内部統制システムの運用状況の監督を実施しました。

- ⑦監査役会は法令定款に則り会計監査人から報告を受け、会計監査人の監査の方法と結果を評価し、選解任の決定を行いました。
- ⑧エリア長会議を月1回実施し取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底しました。
- ⑨エリア長会議において各部門の責任者は、それぞれが自部門のリスクマネジメント状況の報告を行い、定期的な見直しを実施しました。
- ⑩経理総務グループ、人事グループは法令及び文書取扱規程並びに内部情報管理規程に基づき情報を文書化し、閲覧、謄写可能な状態で保全し取締役会、監査役会、会計監査人の求めに応じて文書を提出しました。
- ⑪内部監査室は内部統制監査を実施し、その過程でリスク情報の収集と報告を実施しました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図るためには、中期的な視点で経営戦略を展開し、市場動向を見極めたタイムリーな施策により継続的な成長を実現していく必要があると考えます。

公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為（下記(2)に記載する「大量買付行為」をいいます。以下同じとします。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、上記のような当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解頂いた上で、最終的には当社の株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場における大量買付行為の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されること、検討のための十分な期間が確保されることといたします。また、当社取締役会は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する

場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保することといたします。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

①基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、上記(1)に記載する基本方針の実現のために中期的な視点で経営戦略を展開し、市場動向を見極めたタイムリーな施策により継続的な成長を実現していく必要があると考えます。具体的には、中期的に利益を増大するための「攻めの強化」と、中期的かつ継続的に利益を確保するための「守りの強化」の両面より、企業価値の向上を図っております。

以上の取組みに加え、当社は、企業価値の向上ひいては株主共同の利益を確保するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性・健全性を確保・維持していくことを重要課題としてとらえております。そのために、経営の意思決定の迅速化、監査機能の強化、適時な情報開示が必要不可欠と考えております。

②会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成30年5月23日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらにかかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付行為(当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果所有割合の合計が20%以上となるもの(以下「特定株式保有者」)による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為)への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定いたしました。本プランは平成30年6月28日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは大量買付行為に関する一定のルールを定めるものであり、その概要は以下の通りです。

a. 大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)および本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を、日本語で記載した買付提案書を提出

していただきます。

- i. 大量買付者およびそのグループの詳細
- ii. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的、方法および内容
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け
- vi. 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無ならびに意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- vii. 大量買付行為後の当社ならびに当社の子会社および関連会社の経営方針、経営者候補、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策
- viii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客および地域社会その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ix. 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- x. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- xi. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無および関連性が存在する場合にはその内容
- xii. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

b. 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様を買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期について、速やかに大量買付者および独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内または90日以内（かかる60日以内または90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記c. に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

c. 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益

ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

d. 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得たうえで、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとします。また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

③対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役

会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は 1 円であり、本新株予約権 1 個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1 株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもとで本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

④本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成30年 6 月28日開催の定時株主総会の終結の時から、その後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

(3) 具体的取組に対する当社取締役の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記（1）の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年 5 月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。

なお、本プランは、平成20年 6 月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り

方」の内容も勘案しております。

②企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記(2)②に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

③株主意思を重視するものであること

上記(2)②に記載のとおり、平成30年6月28日の定時株主総会において承認のうえ導入されました。さらに、上記(2)④に記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記(2)②d. 記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することとしております。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

④独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記(2)②c. に記載のとおり、本プランの導入に当たり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

⑤合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑥独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランは、上記（2）②b. およびd. に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

⑦デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記（2）④に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

（事業報告についての注記）

1. 以上ご報告いたしました金額、年令及び年数についてはその表示単位未満は切捨て、比率については表示桁未満を四捨五入して表示しております。
2. 売上金額には、消費税等を含んでおりません。

貸 借 対 照 表

(平成31年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,906,079	流 動 負 債	381,357
現 金 及 び 預 金	1,156,395	買 掛 金	9,961
売 掛 金	68,215	1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	121,060
商 品	582,680	未 払 金	9,061
前 渡 金	500	未 払 費 用	134,067
前 払 費 用	67,298	未 払 法 人 税 等	38,730
1 年 内 償 還 長 期 預 け 金	15,834	未 払 消 費 税 等	16,386
そ の 他	15,155	前 受 金	21,034
		預 り 金	6,256
		賞 与 引 当 金	24,800
固 定 資 産	1,275,271	固 定 負 債	478,386
有 形 固 定 資 産	684,398	長 期 借 入 金	360,160
建 物	208,802	退 職 給 付 引 当 金	23,153
構 築 物	6,827	預 り 保 証 金	89,468
車 両 運 搬 具	5,579	そ の 他	5,605
器 具 及 び 備 品	80,372	負 債 合 計	859,744
土 地	382,457	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	359	株 主 資 本	2,417,888
無 形 固 定 資 産	28,012	資 本 金	500,000
電 話 加 入 権	4,504	資 本 剰 余 金	1,659,861
ソ フ ト ウ ェ ア	23,508	資 本 準 備 金	240,835
投 資 そ の 他 の 資 産	562,859	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,419,026
投 資 有 価 証 券	5,439	利 益 剰 余 金	315,577
長 期 前 払 費 用	13,712	そ の 他 利 益 剰 余 金	315,577
敷 金 及 び 保 証 金	499,713	繰 越 利 益 剰 余 金	315,577
繰 延 税 金 資 産	43,943	自 己 株 式	△57,550
そ の 他	50	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△96,282
資 産 合 計	3,181,350	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△556
		土 地 再 評 価 差 額 金	△95,726
		純 資 産 合 計	2,321,606
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,181,350

損 益 計 算 書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,483,879
売 上 原 価		1,179,084
売 上 総 利 益		2,304,795
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,092,023
営 業 利 益		212,771
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,327	
受 取 手 数 料	8,316	
そ の 他	3,615	14,259
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,156	
そ の 他	4,547	8,703
経 常 利 益		218,327
特 別 利 益		
そ の 他	12	12
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	92	
減 損 損 失	9,807	9,900
税 引 前 当 期 純 利 益		208,439
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		43,278
法 人 税 等 調 整 額		△9,080
当 期 純 利 益		174,241

株主資本等変動計算書

（平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準 備 金	その他資本 剰余金	その他 利益剰余金		
				繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	500,000	240,835	1,419,026	163,207	△57,526	2,265,542
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△21,872		△21,872
当 期 純 利 益				174,241		174,241
自 己 株 式 の 取 得					△23	△23
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	152,369	△23	152,345
当 期 末 残 高	500,000	240,835	1,419,026	315,577	△57,550	2,417,888

（単位：千円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△506	△95,726	△96,232	2,169,310
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△21,872
当 期 純 利 益				174,241
自 己 株 式 の 取 得				△23
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△49		△49	△49
当 期 変 動 額 合 計	△49	-	△49	152,296
当 期 末 残 高	△556	△95,726	△96,282	2,321,606

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券…………… 時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

リユース（テック・スタイル業態）… 売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

リユース（ブックオフ業態）… 総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

② 無形固定資産……………ソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ 長期前払費用……………定額法

④ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

② 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……………金利スワップ取引については、特例処理要件を満たしておりますので、特例処理を適用しております。

②ヘッジ手段と対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引

ヘッジ対象……………借入金利

③ ヘッジ方針……………内部規程に基づき、借入金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法……………金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等に関する会計処理

税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」(前事業年度39,566千円)および「固定負債」に区分しておりました「繰延税金負債」(前事業年度4,702千円)は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」43,943千円に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,282,348千円
- (2) 担保に供している資産
- | | |
|----|-----------|
| 建物 | 66,095千円 |
| 土地 | 382,457千円 |
- 対応する債務
- | | |
|-------|-----------|
| 長期借入金 | 269,220千円 |
|-------|-----------|
- (3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価前の帳簿価額 478,183千円

再評価後の帳簿価額 382,457千円

なお、当該事業用土地の平成31年3月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を100,058千円下回っております。

(損益計算書に関する注記)

減損損失

当社は以下のグループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗等	敷金および保証金	横浜権太坂事業所・横浜市、相模原中央事業所・相模原市、二宮事業所・中郡二宮町

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社等については全社資産としてグルーピングしております。減損損失の認識に至った経緯としては、収益性が低下した事業所の固定資産帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(9,807千円)として特別損失に計上いたしました。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

- (1) 発行済株式の総数に関する事項 普通株式 1,136,854株
- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数
普通株式	432,534株	23株	389,281株	43,276株

(変動事由の概要)

株式併合(10:1)および株式併合に伴う端数株の処分によるものであります。

(3) 配当に関する事項

(i) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	21,872	2	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(ii) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 32,807千円
- ② 1株当たり配当額 30円
- ③ 基準日 平成31年3月31日
- ④ 効力発生日 令和元年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	5,301千円
賞与引当金	7,516千円
未払事業所税	2,746千円
減損損失累計額	22,426千円
税務上の繰越欠損金(注2)	205,565千円
その他有価証券評価差額金	168千円
その他	19,711千円

小計 263,436千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2) △180,758千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金 △34,539千円

繰延税金資産合計 48,139千円

繰延税金負債

その他 4,195千円

繰延税金負債合計 4,195千円

繰延税金資産の純額 43,943千円

(注) 1. 評価性引当額が39,994千円減少しております。この減少の内容は、将来の課税所得の見積が増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金205,565千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資

産24,808千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成26年3月期に税引前当期純損失を381,738千円計上した事および土地再評価差額金の取崩による減算額585,661円を計上した事により生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 当社の金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等及び有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業保証金を預かるなどしてリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金と設備投資資金（長期）であります。

デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,156,395	1,156,395	—
(2) 売掛金	68,215	68,215	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	5,439	5,439	—
(4) 敷金及び保証金	515,548	513,816	△1,731
資産計	1,745,598	1,743,866	△1,731
(5) 買掛金	(9,961)	(9,961)	—
(6) 未払法人税等	(38,730)	(38,730)	—
(7) 未払消費税等	(16,386)	(16,386)	—
(8) 長期借入金	(481,220)	(487,000)	5,780
(9) 預り保証金	(89,468)	(88,362)	△1,106
負債計	(635,766)	(640,439)	4,673

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

一定の期間ごとに区分した当該敷金及び保証金の元金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

1年内償還長期預け金は、敷金及び保証金に含めて表示しております。

(5) 買掛金、(6) 未払法人税等並びに(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金並びに短期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

1年内返済長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(9) 預り保証金

一定の期間ごとに区分した当該預り保証金の元金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	平成31年 3 月31日
出 資 金	50

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1 株当たり純資産額

2,122円94銭

(2) 1 株当たり当期純利益

159円33銭

(3) 当社は、平成30年10月 1 日付けで普通株式10株につき普通株式 1 株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益を算定しております。

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

(子会社の設立)

当社は令和元年5月13日開催の取締役会において、下記のとおりタイ王国に子会社を設立する事を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 設立の目的

当社は日本国内と海外のリユース市場における顧客選好の差異に着眼し、攻めの戦略の主要施策である「買取強化」と守りの戦略の主要施策である「生産性向上」を同時に進めるため、海外のリユース市場に進出する事を企図しております。

この度、タイ王国に販売拠点となる子会社を設立し、海外での収益獲得だけでなく日本国内の店舗の営業力強化を進めてまいります。

2. 子会社の概要

(1) 名称	WATT MANN(THAILAND) CO.,.LTD. (予定)	
(2) 所在地	タイ王国バンコク都内	
(3) 代表者	川畑泰史	
(4) 設立時期	令和元年5月	
(5) 事業内容	当社商品のタイ王国での販売、タイ王国での商品買取販売	
(6) 資本金	4百万バーツ(約14百万円)	
(7) 出資比率(予定)	株式会社ワットマン(当社)	49.0%
	SMBC Management Service Co.,Ltd.	13.0%
	SBCS Co.,Ltd.	13.0%
	Asia Consulting Service Co., Ltd.	25.0%

(計算書類に関する注記)

※ 記載の金額は、その表示単位未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

令和元年 5 月 21 日

株式会社ワットマン

取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 野 祐 平 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧 野 幸 享 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ワットマンの平成30年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの第 43 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月22日

株式会社ワットマン 監査役会

常勤監査役 田 中 和 雄 ⑩

監 査 役 七 松 優 ⑩

監 査 役 浅 尾 慶一郎 ⑩

(注) 監査役七松優及び浅尾慶一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、業績の安定が見られたことから、以下のとおり配当いたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 30円 総額 32,807,340円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和元年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	川 畑 泰 史 (昭和53年5月7日)	平成17年6月 アクセンチュア株式会社入社 平成25年9月 同社経営コンサルティング本部シニアマネージャー 平成26年6月 当社取締役 平成28年4月 当社取締役経営戦略室長兼管理本部本部長 平成29年6月 当社取締役副社長 平成30年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	100,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
2	清 水 一 郷 (昭和23年11月25日)	昭和46年4月 松下電器産業株式会社入社 (現パナソニック株式会社) 昭和53年9月 株式会社電化センターシミズ (現 株式会社ワットマン) を設立、取 締役に就任 昭和58年4月 当社専務取締役 平成元年4月 当社代表取締役社長 平成30年6月 当社取締役会長 (現在に至る)	74,964株
3	小 松 創 (昭和45年12月30日)	平成10年10月 株式会社ゼロエミッション入社 平成13年4月 同社執行役員 企業戦略ゼネラル マネージャー 平成20年4月 株式会社ムラウチ電気入社 上席 執行役員 平成21年12月 株式会社大宮電化入社 代表取締 役社長付 平成23年7月 当社入社 営業企画グループ長 平成25年6月 当社取締役リユース事業本部長 平成26年6月 当社常務取締役リユース事業本部 長 平成28年4月 当社常務取締役営業本部本部長 (現在に至る)	一株
4	清 水 とも子 (昭和25年8月6日)	平成3年7月 株式会社清水合業社監査役 平成12年10月 株式会社清水合業社の株式会社ワ ットマンとの合併による解散のため退任 平成18年6月 当社取締役 平成29年6月 当社取締役内部監査室室長 (現在に至る)	40,745株
5	新任 片 岡 宏 介 (昭和52年7月23日)	平成12年10月 中央青山監査法人 (現 PwCあらた 有限責任監査法人) 入所 平成16年4月 公認会計士登録 平成19年1月 マイルストーン ターンアラウン ド マネジメント株式会社 入社 平成20年11月 PwCアドバイザリー株式会社 (現 PwCアドバイザリー合同会社) 入 社 平成30年7月 片岡公認会計士事務所所長 (現 任) CPAパートナーズ株式会社 パー トナー (現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 片岡宏介氏は社外取締役候補者であります。
3. 片岡宏介氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、片岡宏介氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会計監査の専門家としての経験、並びに小売業のターンアラウンド業務及びM&A支援業務の豊富な経験により、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 片岡宏介氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結する予定です。契約内容の概要は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の責任について職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とするというものであります。
なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以 上

[illegible]

[illegible]

第43回定時株主総会

会場ご案内図

〒220-0005 神奈川県横浜市西区南幸2丁目16番地28

ホテル・ザ・ノット ヨコハマ

2階 キング&クイーン

電話 (045) 311-1311

